

基幹型地域包括支援センターの設置について

1. 設置概要

第 8 期介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センター間の連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を行うことで各地域包括支援センターの機能強化を図り、さらに、高齢者虐待、支援困難ケースなどの対応力を向上させるため、生駒市役所内に市直営の地域包括支援センターを設置する。

2. 設置主体 生駒市

3. 設置場所 地域包括ケア推進課内（基幹型地域包括支援センター）

4. 職員体制 保健師 1 名、社会福祉士 1 名、主任介護支援専門員 1 名

5. 担当圏域 なし

6. 基幹型地域包括支援センターの役割

- (1) 地域包括支援センターの総括及び総合調整に関する業務
- (2) 高齢者虐待や支援困難ケースに関する業務
- (3) 認知症施策の推進に関する業務
- (4) 地域ケア会議に関する業務
- (5) その他、生駒市基幹型地域包括支援センターの運営に関すること

7. 基幹型地域包括支援センターの設置による効果

- (1) 統括機能として、地域包括支援センター業務に関する情報全体を把握し、必要な研修や支援体制などを検討し、計画的に支援することが出来る。
- (2) 高齢者虐待や支援困難ケースについて、三職種の目線で対応することで迅速に必要な支援につなぐことが出来る。また、各地域包括支援センターからの個別相談を受け、同行訪問などの実践を通じて支援連携を推進でき、情報共有や課題解決に対する他部署との協働又は役割分担などを円滑に行え、業務全体の推進につながる。
- (3) 認知機能の低下のある人や認知症の人に対して、関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対策を行うことができる。また、専門職に対して適切な支援が行えるように研修等を企画し、資質の向上を図ることができる。
- (4) 様々な地域の課題について検討する地域ケア会議に参画し、地域課題を共有することで、庁内関係機関との連携推進につながり、地域課題の解決につながる。

生駒市地域包括支援センターの設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46の規定に基づき、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を可能な限り継続することができるようにするため、高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉の向上及び医療との連携並びに生活の安定に必要な援助及び支援を包括的に行う中枢機関として生駒市地域包括支援センター(以下「センター」という。)を設置、運営する。

(設置主体)

第2条 センターの設置主体は、生駒市とする。

(職員)

第3条 センターに保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員等を常勤かつ専従の職員として配置する。

2 職員の資格及び員数に関し必要な事項は、別に定める。

(事業内容)

第4条 センターは、次の事業を行うものとする。

- (1) 法第8条の2第16項に定める介護予防支援事業
- (2) 法第115条の45第1項第1号ニ及び第115条の45第2項第1号から第6号までに定める地域支援事業
- (3) その他必要な事業

(事業の委託)

第5条 法第115条の47の規定により、前条第1号の事業について委託して行うことができるものとする。この場合において、法第115条の46第3項の規定により、受託する者はセンターを設置する。

2 設置の届出等に関し必要な事項は、別に定める。

(公正・中立性の確保)

第6条 センターは、本事業を実施するにあたって、高齢者に提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に理由なく偏ることのないよう、公正・中立性を確保しなければならない。

(介護保険運営協議会への報告等)

第7条 センターは、定期又は介護保険運営協議会が必要と認めたときに、介護保険運営協議会に対し、事業に関する報告等を行わなければならない。

(守秘義務)

第8条 法第115条の46第8項の規定により、センターの設置者（その法人の役員）、その職員及びこれらの職にあった者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(地域包括支援ネットワークの構築)

第9条 センターは、地域の保健、福祉及び医療のサービス並びにボランティア等の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を構築するものとする。

(基幹型地域包括支援センター)

第10条 市長は、各センターでの事業が効果的かつ効率的に実施できるよう基幹型地域包括支援センター（以下「基幹包括」という。）を市地域包括ケア推進課内に設置する。

2 基幹包括は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの総括及び総合調整に関する業務
- (2) 高齢者虐待や支援困難ケースに関する業務
- (3) 認知症施策の推進に関する業務
- (4) 地域ケア会議に関する業務
- (5) その他、生駒市基幹型地域包括支援センターに関すること

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 生駒市基幹型介護支援センター設置要綱（平成12年4月3日施行）

(2) 生駒市地域型介護支援センター設置要綱（平成3年2月1日施行）

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。